

「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】」の解説

1. 本ガイドラインの目的

大雨や台風等の自然災害が発生した場合、命を守る行動を取ることが最優先であり、新型コロナウイルス感染症禍においても、感染を恐れることなく、危険な場所にいる方は避難することが原則である。

しかし、避難所は3つの密（密閉、密集、密接）が重なる感染のリスクが高い環境である。

そこで、避難所運営実務者が、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントを念頭におきながら、適切な避難所運営にあたっていただけるよう本ガイドラインを作成した。感染症と自然災害の複合災害に備え、事前準備から万全を期し住民の命を守れるよう、取り組んでいただく必要がある。

なお、今後新たな情報や実践を踏まえ、必要に応じて適宜見直し充実していくので、積極的な活用を願う。

2. 避難所での感染防止対策の主なポイント

- ✓ 多様な避難（分散避難）の呼びかけ
- ✓ 感染症対策資機材の備蓄
- ✓ 事前受付での検温などによる体調確認
- ✓ 適切なゾーニング
- ✓ 世帯ごとの間隔の確保

3. 各項目の解説

住民へ必要な情報を広報していますか。

- 避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難所等に行く必要はありません。自宅での災害の危険性を「[滋賀県防災情報マップ](#)」で確認し、安全が確保できる場合は自宅避難も検討するよう呼びかける。
- 避難先は小中学校・公民館等の公的な施設だけではないため、安全な場所に立地する親戚・知人宅などの避難所以外の避難先の検討することも呼びかける。
- 車中泊の場合は、安全な場所を選択するとともに、エコノミークラス症候群に注意するよう呼びかける。
- 避難時には、マスク・消毒液・体温計を携行するよう呼びかける。
- 避難所における感染症対策の基本的な取組（咳エチケット、マスク着用、手洗い、三つの密を避ける等）を周知する。

- 避難の目安となる警戒レベルの情報を基に早期避難の徹底を呼びかける。

研修や訓練を実施していますか。

避難所での感染拡大を防ぐためには、避難所運営者自身が感染症対策についての知識を持ち、対策を徹底することが不可欠である。

そのため、普段は防災業務を担当されていない避難所運営実務者への感染症対策についての情報を共有する場や対応力向上の機会を設けることが必要である。

必要な物品を備蓄していますか。

...開設時から必要 ○...避難生活用

品目	用途	事前 受付	総合 受付	居住	専用	トイレ 手洗い
非接触型体温計	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の避難者を検温するため衛生面から非接触型が望ましい。 ・接触型体温計を使用する場合には、使用ごとに消毒が必要。 			○		
除菌シート	接触感染防止のため文房具の消毒などに使用する。					
アルコール消毒液	接触感染防止のため使用する。 入口付近に設置する。足踏み式が望ましい。			○		○
マスク フェイスシールド 手袋	飛沫感染・接触感染防止のために使用する。 受付対応する運営者の装備。フェイスシールドがない場合、目を守ることができるゴーグル等でも可。手袋は使い捨てビニール手袋が望ましい。			○		○
消毒への呼びかけ 掲示	掲示物を入口付近に掲示し、消毒を促す。					
もしサボ滋賀チラシ	避難所での集団感染を確認するために、事前受付に掲示し、避難所内に滞在していた避難者を特定する。必要があれば、情報をお知らせする。					
受付時体調確認表	<p>発熱者や体調不良者等を振り分ける判断材料として使用する。</p> <p>本人に聞き取り、運営者が記入することも可。</p> <p>管理方法を徹底する（回収する場所、保管方法等を取り決めておく）</p>					

品目	用途	事前 受付	総合 受付	居住	専用	トイレ 手洗い
多めの文房具	体調確認チェック表の記入時に使用する。 使用後にその都度消毒すると、受付が混雑するため多めに用意し、まとめて消毒するようにする。					
養生テープ	掲示物や設置時に使用する。 床で案内表示やゾーニング時にも使用する。					
避難所ルール	ルール周知のために受付時に避難者に配布する。					
ビニールテープ	動線表示等に使用する。					
コーン・バー	動線表示のために使用する。					
足跡マークの掲示物	ソーシャルディスタンス確保のために使用する。					
動線の掲示物	避難者本人が移動できるために壁などに掲示する。					
案内図	避難者自ら移動できるために受付時に配布する。					
避難者カード	避難状況を把握するために避難者記入してもらおう。 受付が混乱している場合には滞在スペースに誘導してから記入してもらっても可。					
区画配置表	避難者の滞在区画を運営者が把握するために使用する。					
メジャー	区画整備のために使用する。					
カッター	段ボール解体のために使用する。					
養生テープ・ガムテープ	区画表示や段ボールパーテーションの組み立て等に使用する。					
ビニールシート (床用)	世帯ごとの区画が分かる大きさのビニールシートを備蓄している場合には、区画表示のために使用する。					
パーティション、 間仕切り	飛沫感染防止とプライバシー保護のために使用する。					
簡易テント	飛沫感染防止とプライバシー保護のために使用する。 密閉される場合には熱中症に気を付ける。 定期的に、喚起のために開放する。					

品目	用途	事前 受付	総合 受付	居住	専用	トイレ 手洗い
段ボールベッド	感染予防（床からの病原菌や粉塵からの予防）と健康衛生環境と健康状態を保つために使用する。			○	○	
扇風機・スポットクーラー	換気と熱中症対策のために使用する。 換気は1時間に1回、10分程度など時間を決めて行き、窓を開けて窓の方向に扇風機などを向けて空気を循環させる。					
ビニールエプロン	担当者の（接触）感染予防のため直用する。 ゴミ処理の場合に衛生面を保つために着用する。			○	○	○
健康チェックシート	避難者の健康状態を把握するために使用する とともに、避難者自身も、自身の健康管理に留意できるよう活用する。			○	○	
清掃用具	衛生環境を保つために使用する。			○	○	
消毒用品	感染予防のために使用する。			○	○	
ラップ	避難生活のために使用する。			○	○	
ポリ袋・レジ袋				○	○	
ジップロック袋				○	○	
蓋つきゴミ箱 ゴミ袋	感染予防の観点からできる限り蓋つきのゴミ箱を使用する。					
清掃用の家庭用洗剤	衛生環境確保のために使用する。					○
次亜塩素酸ナトリウム （環境消毒用）	棚やドア等の消毒に使用する。人体には使用しない。使用時には、マスク・手袋を着用する。 次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）については、濃度の低いものは作り置きしないこと。水を薄める際には、水以外の液体と混ぜないこと。調整する際に換気を忘れないこと。					○
ペーパータオル	手拭きや消毒時等、多様に使用する。 衛生環境確保のために使用する。					○
新聞紙	吐物処理用に使用する。					○
ハンドソープ	衛生環境確保のために使用する。					○
バケツ	衛生環境確保のために使用する。					○
簡易トイレ	衛生環境確保のために使用する。					○
掲示物	ルール周知のために掲示する。					○
タオル	使用後には、その都度洗濯する。					○

それぞれの資機材が不足していた場合、目的に合った代替品を検討する。

避難所運営者の装備は備蓄していますか。

ガイドラインで示している装備例を参考にし、運営者の業務内容や状況に応じて、装備を検討する。

より多くの避難所の活用を検討していますか。

- 施設の活用検討
 - ✓ 学校が避難所になっている場合は、体育館のほかに教室等を活用する。
 - ✓ 指定避難所以外の高校、大学、専門学校等を活用する。
 - ✓ 宿泊施設（旅館、ホテル）等を活用する。
- その他
 - ✓ 各市町内で避難所が不足する事態に備え、広域避難を検討する。
 - ✓ 車中泊が増えることが想定されるため、安全でトイレ設備があるなどの車中泊に適した場所の確保を検討する。
 - ✓ 自宅療養者がやむを得ず避難される場合を想定し、専用の避難先の確保を検討する。

関係機関への事前調整はできていますか。

- 避難所施設管理者との調整
 - ✓ 事前に避難所施設管理者と開設手順を確認し、役割分担を決めておく。
 - ✓ 施設に合わせたゾーニングの設定を検討する。具体的には、自宅療養者や濃厚接触者、発熱の症状、体調不良の方の専用スペースと一般（症状のない）避難者の居住スペース、通行経路、トイレ等を分ける。
 - ✓ 施設の利用ルールを確認し、注意事項がある場合は避難所開設時に注意事項のチラシを配布したり、掲示したりすることで周知する。
 - ✓ 開放する部屋の優先順位を確認し、可能な限り多くの部屋を開放できるよう検討する。
 - ✓ 閉鎖時の施設の消毒方法や費用負担等について検討する。
- 福祉避難所施設管理者との調整
 - ✓ 利用者の利用状況等を鑑み、受入の可否、収容人数および開放可能な部屋について事前に確認する。
 - ✓ 避難所として必要な資機材や衛生用品、対応スタッフを確保する。

避難所で発熱等の症状がある方への対応を検討していますか。

新型コロナウイルス感染症自宅療養者（入院入所予定者含む）や濃厚接触者、海外帰国者、PCR検査結果待機者が、災害発生時または災害発生のおそれのある時に、

自らの命を守るために自宅からの避難が必要と本人が判断された場合には、避難所に避難される場合があることを想定しておく。

あらかじめ、保健所から濃厚接触者や自宅療養者等に、災害時等の避難に関する情報を伝えられるように、市町保健部局、市町危機管理部局と保健所が連携して、濃厚接触者や自宅療養者等を受け入れるスペースの確保が可能な避難所などについて情報共有しておく。

なお、参考までに、災害時等の避難に関する情報提供の一例をガイドラインに掲載しているところ。スキーム例のように、災害発生に備え、平時から県・市町間において自宅療養者の個人情報共有することや、自宅療養者には事前に保健所から市町の避難時連絡先について周知しておくことで、災害発生時等に本人が市町に直接支援を求めるケースが想定されるため、あらかじめ、市町保健部局、市町危機管理部局と県・保健所で調整をしておく。

- 専用スペースへの誘導、もしくは専用の避難所の確保

なお、専用の避難所を設ける場合には、あらかじめ保健所、市町保健部局に情報共有しておく。

- 保健所、市町保健部局との連絡体制の確保
- 相談担当者の設置
- 専用スペースのスタッフと専用スペースのスタッフの区分け
- スタッフが不足した場合の応援体制の検討
- 感染者および感染を疑う者が確認された場合には、保健所と連携の上、消毒方法や消毒範囲、感染者の移送方法等の調整

<p>自宅療養者（入院入所予定者含む）</p>	<p>自宅療養者（PCR等検査において陽性となっている者で、自宅で療養している者）については、保健所が健康観察を実施しており、災害発生時または災害発生のおそれのある時に、自宅からの避難が必要な場合には、滋賀県 COVID-19 災害コントロールセンター等を通じて、病院、宿泊療養施設等に移っていただく。</p> <p>ただし、多数の感染者が発生している時期や長距離等の移動が困難な場合は、上記対応が困難と考えられるほか、緊急のため避難所への避難が必要と本人が判断される場合も想定されることから、自宅療養者専用避難所の確保や避難所内の隔離したスペースでの対応ができるよう、市町において準備していただく。</p> <p>もし、避難所に避難されている自宅療養者等の症状悪化を避難所運営者が確認した場合には、保健所を通じて、滋賀県</p>
-------------------------	---

	COVID-19 災害コントロールセンターが調整のうえ、病院、宿泊療養施設等に移っていただく。
濃厚接触者や海外帰国者等	濃厚接触者や海外から帰国した者（検査結果が陰性であって健康フォローアップ中の者）、 <u>医療機関等におけるPCR検査結果待機者</u> については、保健所・検疫所から、不要不急の外出を控える等、依頼している。 災害発生時または災害発生のおそれのある時において、自らの命を守るために自宅からの避難が必要と本人が判断された場合には、避難所内の隔離したスペースでの対応ができるよう、市町において準備していただく。

避難所ごとに感染症対策用のレイアウトは作成されていますか。

- ✓ 発熱の症状や体調不良の方を早期発見できるよう、避難所入口の外もしくは、入口付近に「事前受付」を設置する。
- ✓ 発熱の症状や体調不良の方の専用スペース、トイレ等を設置。専用スペースは個室が望ましいが、教室等を活用する場合はパーティションや簡易テントを設け感染防止を図る。トイレなどの共有部分を分けるようにする。
パーティションを使用する場合は、飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションが望ましい。
テントを接して配置する場合は、接した面に通気口などの空気の出入口がないように留意する。
教室を専用スペースとする場合、机や椅子などがあるため教室の3分の2程度の面積しか使用できないことに留意しておく。
- ✓ 自宅療養者は、宿泊療養施設等への避難が原則とされているが、多数の感染者が発生している時期や長距離等の移動が困難な場合は、自宅療養者専用避難所の確保や避難所内の隔離したスペースでの対応ができるように検討する。
- ✓ 居住スペースと専用スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討し、すべての動線は交差を避け、一方通行とすることが望ましい。
- ✓ 衛生環境を保つとともに、感染症対策のために手洗い場を設置し、その場が3つの密が重なることがないように運用する。
水害時等、足元の汚染が予測される場合は、足洗い場等の設置も考慮する。

【特に3つの密を避ける視点】

- ✓ 世帯ごとの占有場所は1～2mの間隔を確保するために、テープによる区画表示やパーティションなどを用いる。世帯ごとの間隔を確保するため、通常よりも収容人数が減少することを想定しておく。
- ✓ 世帯ごとの占有面積は人数に応じて調整する。

- 目安として、4人世帯の占有面積を 12 m^2 ($4 \text{ m} \times 3 \text{ m}$) とする。
- ✓ 学校（体育館）を避難所に行っている場合、教室等を活用した「居住スペース」を分散化させる。
 - ✓ 避難所は密閉空間であるため、空気の循環を考慮したパーティションの設置位置や高さを検討し、定期的な換気が行えるような設備とルールを検討する。

ペット同行避難者への対応を検討していますか。

- ペットの受入れ方法
 - ✓ ペットを伴った避難者を受け入れる際に同行避難動物登録票に記入してもらう等により、避難状況を把握する。
 - ✓ 避難所でのトラブル防止のため、飼い主自身がペットの適正な飼養に努めること、飼養ルールや衛生管理の方法等について飼い主に説明する。
- 避難スペースの確保
 - ✓ 動物が苦手な人やアレルギーを持っている人等に配慮し、避難者が生活する場所とは別の場所で受け入れることが望ましい。ただし、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）は滞在スペースへの同伴が必要。（スペースに余裕がある場合は、一般のペットも滞在スペースへ同伴できるスペースを設けることを検討する。 ）。
 - ✓ 多くの動物を一か所で飼養することは、ストレスを増大させる原因となるため、ケージを利用して他の動物が視界に入らないようにするなど、可能な限り区分して飼養することが望ましい。
- ペットを伴った避難ルールの作成・周知
 - ✓ 飼養場所や物資提供、給餌、後片付け、保清、汚物等の処理についてのルールを策定し、避難者に周知する。

防災訓練でのペット同行避難の実施

 - ✓ 防災訓練にペットを連れてきてもらうことで、運営者・飼い主双方が課題を認識することができるため定期的実施する。

事前受付の適切な運用

- 『もしサポ滋賀』の活用
 - ✓ 感染拡大を防ぐことを目的として、避難所においても、『もしサポ滋賀』を活用し、避難所を利用された方の感染が後日判明した場合において、登録いただいた方に濃厚接触者の疑いがある場合やクラスターの発生（おそれを含む）が確認された場合など必要がある場合にのみ、滋賀県から注意喚起を行う。そのため、避難所運営実務者は、避難所開設時に、避難所ごとにQRコードの発行を行う。発行の所要時間は3分程度のため積極的な活用が望ましい。

- ✓ QRコードを発行すると、チラシデータが出力される。これを印刷し、事前受付に設置し、避難者のQRコードの読み取りを呼びかける。
- ✓ 避難者に対して、1日に1度、QRコードの読み込みを呼びかける。
- 事前受付の設置・対応
 - ✓ 事前受付設置写真を参考に物品を配置し、避難所開設と同時に事前受付を設置する。
 - ✓ 事前受付担当者は、感染防止装備を着用し、感染症対策を徹底する。
 - ✓ 避難者の体温を非接触型体温計で検温し、発熱の症状や体調不良の方を専用スペースへ誘導できるように準備する。
 - ✓ 接触型体温計で検温する場合には、感染予防の面から毎回消毒する。
 - ✓ もしサポ滋賀のQRコード読み取りを呼びかける。
 - ✓ 振り分け基準に従って、各スペースへ誘導する。
事前受付が混雑することが想定されます。できるだけ対応は簡素化できるように運営者の役割や方法を検討しましょう。
- 自宅療養者専用受付の設置・対応
 - ✓ 自宅療養者がやむを得ず一般の避難所へ避難される場合を想定し、専用の受付と待機場所の設置を検討する。その際、一時滞在スペースへの動線を他の避難者と完全に区分するよう留意する。
- 各スペースへの誘導
 - ✓ 振り分け基準に従って、症状がない避難者は総合受付へ、感染の疑いがある避難者（濃厚接触者や発熱者等）や自宅療養者、要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦等）は専用スペースへ誘導する。
自宅療養者ならびに感染の疑いがある避難者と要配慮者のスペースは分けること
 - ✓ 避難者が自ら移動できるよう、案内看板や養生テープ、案内図等の掲示を行う。
 - ✓ 避難所内に新たに発症者が発生した場合、その濃厚接触者を後追いできるよう、各避難者が滞在する部屋や、スペース等を記録し、把握に努める。

適切な物資等の配布

- 物資の配布
 - ✓ 避難者に並んでもらう場合、密にならないよう工夫をする。2メートル間隔でテープにより印をつけるなど、動線を明示し、誘導する。また、時間をずらすなどの工夫をする。
 - ✓ 配給前後に机の消毒を徹底する。また、フェイスシールドや、アクリル板などを用いて、飛沫感染を防ぐ。
 - ✓ 配給者は手指消毒を徹底する。
- 食料の配布

- ✓ 1人分ずつ小分けにして配食する。
- ✓ 配食の際には、フェイスシールドや、アクリル板やビニールシートなどを用いて、飛沫感染を防ぐ。
- ✓ 配布を順番制にするなど、工夫することで密集を避ける。

避難者への呼びかけ

- ポスター等により避難者へ周知
 - ✓ 人権啓発の実施として、人権に配慮した啓発ポスターの掲示等を行い、避難者へ啓発するとともに、運営実務者自身も避難所内にいる発熱の症状や体調不良の方などのプライバシー侵害につながらないように、情報の取り扱いを注意する。
 - ✓ 避難所の留意事項やルールを掲示板などで周知する。
 - ✓ 避難者への咳エチケット、マスク着用、手洗い等の基本的な感染対策を周知し、徹底させる。
 - ✓ 避難者に対して、避難所運営に協力してもらおう旨、事前周知するとともに掲示物等で案内を行う。

ルールづくり

- 衛生環境を保つためのルールの実施
 - ✓ ゴミ置き場のルールを作り、運用する。普通廃棄物と専用スペース等から出る感染廃棄物は分ける。感染廃棄物については、ゴミ袋を二重にし、ゴミ袋の外側をアルコール消毒液か次亜塩素酸ナトリウムでふき取る。
また、各世帯でのゴミは密閉して廃棄する。
 - ✓ 共有場所の清潔維持と密集を防ぐ運用として、順番制など、密にならない生活ルールづくりを運用する。また、トイレなどの共用場所の清掃を徹底する。
 - ✓ 定期的な換気を実施する。
 - ✓ 定期的な消毒作業を実施する。（特にドアノブ等の共用部）
- 定期的な体調管理の実施
 - ✓ 事前受付を継続する。
 - ✓ 避難所に人が入る度に、受付簿を用いて体温や体調を確認する。
 - ✓ 避難所内の避難者や避難所施設内の車中泊者等の体調を確認する。
 - ✓ 避難所運営実務者の体調を確認する。

【参考】

- ・ 知っておくべき5つのポイント（内閣府(防災担当)・消防庁）

- ・ <http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>
- ・ 手洗いで感染症予防（NIID 国立感染症研究所）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000334134.pdf>
- ・ 咳エチケットで感染予防（NIID 国立感染症研究所）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000334136.pdf>
- ・ 避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト Ver. 2
（人と防災未来センター）
http://www.dri.ne.jp/wordpress/wp-content/uploads/sp_report_vol1_ver2.pdf
- ・ 新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック
（認定 NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）避難生活改善に関する専門委員会）
<http://jvoad.jp/guideline/>
- ・ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q&A（第 2 版）について（内閣府（防災担当）・消防庁・厚生労働省・観光庁）
- ・ ペット避難ガイドライン（滋賀県）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/4008845.pdf>

【アドバイザー（Ver.1 および Ver.2）】

- ・ 河田 慈人（人と防災未来センター研究員）
- ・ 高岡 誠子（人と防災未来センター研究員）
- ・ 藤原 宏之（人と防災未来センター研究調査員）